

平成 28 年 5 月 9 日

各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 31 番 12 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
竹田 光 広
(コード番号：7606 東証第一部)
問合わせ先

I R 室 長 丹 智 司

電 話 番 号 03-5785-6637

監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 27 回定時株主総会でのご承認を前提として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。また、これに伴い、同日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に伴う定款の一部変更につきましては、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の整備についての検討を重ねた結果、自ら業務執行をしない社外取締役の活用および適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることができるものと考え、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 27 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更に関するご承認をいただくことにより、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

(3) その他

監査等委員会設置会社への移行に併せ、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化を図るため、独立社外取締役を中心に構成する「指名・報酬等委員会」を設置いたします。

2. 役員的人事

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（平成 28 年 6 月 23 日開催予定の株主総会に付議）

現役職名	氏名
代表取締役 社長執行役員	竹田 光広
取締役 専務執行役員	藤澤 光徳
取締役 専務執行役員	小泉 正己
取締役 常務執行役員	東 浩之

(2) 監査等委員である取締役の候補者（平成28年6月23日開催予定の株主総会に付議）

新役職名	氏名
取締役 監査等委員（社外）	酒井 由香里
取締役 監査等委員（社外）	石綿 学
取締役 監査等委員（社外）	西川 英彦

- (注) 1. 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は新任の監査等委員の候補者であります。
2. 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準および後記の当社の「独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしております。なお、酒井由香里氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ておりますが、石綿学氏は所属する法律事務所の内規により届け出ておりません。

(3) 退任予定監査役（平成28年6月23日開催予定の株主総会の終結の時をもって退任予定）

現役職名	氏名	(退任後役職名)
社外監査役	酒井 由香里	取締役 監査等委員
社外監査役	山川 善之	—
社外監査役	橋岡 宏成	—

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員の独立性判断基準」を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ①当社の大株主（注1） またはその業務執行者
- ②当社を主要な取引先とする者（注2） またはその業務執行者
- ③当社の主要な取引先（注3） またはその業務執行者
- ④当社の主要な借入先（注4） またはその業務執行者
- ⑤当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5） を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥当社の直近の1事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧最近3年間において、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨次の i) から iii) までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i) ①から⑧までに掲げる者
 - ii) 当社の子会社の業務執行者
 - iii) 最近3年間において、ii) または当社の業務執行者に該当していた者

注1 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。

注2 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。

注3 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。

注4 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。

注5 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

以上